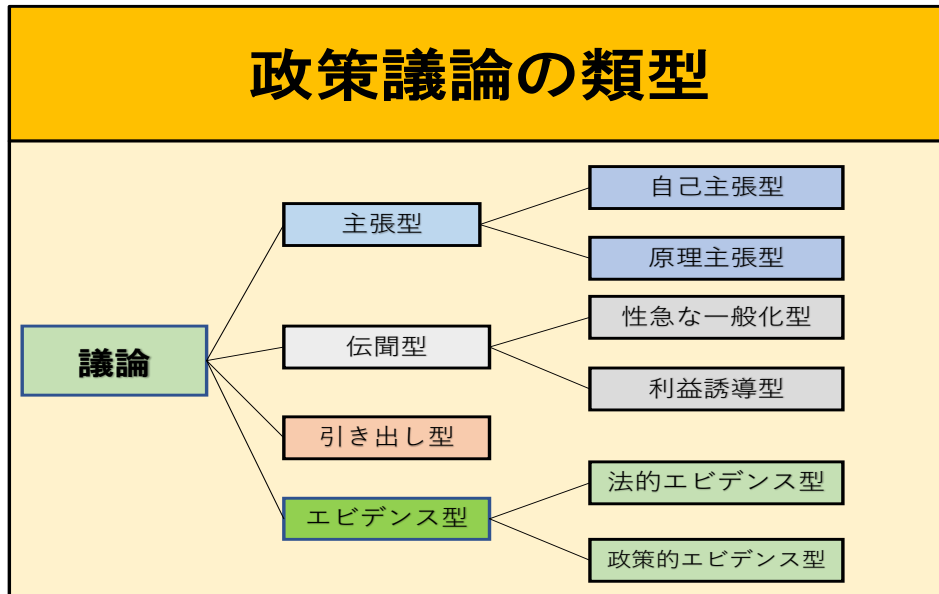


政策議論エビデンスとリスクマネジメントの関係



来年の統一地方選挙に向けて、今後は地方議会そして地域での政策議論が活発化する。また、地方自治体の内部統制の質が求められる中で、政策議論の質も問われている。政策議論にはいくつかの類型があり、議論の際、あるいは議論を検証する際にもその類型を踏まえ、より良い質の議論へと高めていく必要がある。

政策議論は、①「主張型」、②「伝聞型」、③「引き出し型」、④「エビデンス型」に分けることが可能である。①主張型は、独自の考え方・自ら思うことを提示する「自己主張型」と社会における特定の主義に基づく「原理主張型」がある。この類型は、キャッチボールによってより良い政策を求める議論とは異なり、一方的に伝える演説型となりやすく、特に原理主義的に他の考え方を受け付けない姿勢になると、政策議論とは異なる性格を持ちやすい。②伝聞型は、他者の考え方のコピーや特定利害集団の代弁等を基本とした議論である。前者は、「性急な一般化」、すなわち一部の限定された他者の意見を引用し自分のものとして主張する形であり、主張としての根拠が弱く内容が変動しやすい。これに対して後者の「利益誘導型」の場合、例えば特定の業界や集団の利害を背景とするため、議論者の背後に存在する利害集団の主張や特性を踏まえる必要がある。③引き出し型は、ない物ねだり政策とも呼ばれ、自ら考えるのではなくどこか先行して良い政策はないか探し出し、そのまま主張するものである。先行事例を調べて活用することは、重要である。しかし、単純にコピーし活用することは地域ごとの特性等を軽視し有効な政策とはなりづらい。

以上の類型に対して、地方自治法の内部統制の面、さらには地方自治体の説明責任の充実の面からも重視される④エビデンス型がある。根拠・証拠に基づく議論である。利害関係の調整やパワーゲームによる議論ではなく、なぜ当該の政策選択肢を選んだかその理由を明確に有権者等に説明することを担保した議論である。住民監査請求、住民投票、行政事件訴訟等、住民の問題意識が徐々にオープン化の中で自治体経営の面からも重要となっている。但し、留意すべき点がある。それは、法のエビデンスと政策的エビデンスの違いである。法のエビデンスは、過去の出来事に対する確実な証拠に基づき法律的視点からの適法・違法等を判断するものであり、政策的エビデンスは将来を見た推測的証拠により地域のあり方を考えるものである。将来に向けた推測的証拠は、常に不確実性、すなわち、リスクを必然的に抱えるエビデンスである。このエビデンスを有効に活用し政策を進化させるには、リスクマネジメントの充実の視点が政策議論でも必要となる。